

## 「勝者」の空洞化～ライフ・ゲームの教訓～

「貿易立国」といわれてきたこの国ですら、GDP の 60 パーセント弱は個人消費に依存している<sup>1</sup>。どのような認識に立つにせよ、この国経済社会が、基本的には国内需要、とりわけ国民の個人消費、したがってまた個人消費原資を提供する稼得賃金収入によって支えられていることを再確認する必要性はつとに高いといわねばならない。「市場の成功」か「政府の成功」なのか、その要因を巡る論議は別れているが<sup>2</sup>、高度経済成長期における個人消費の継起的な伸張、圧倒的ともいわれている「中間層」の創造が、ある意味で戦後社会の発展と相対的な安定とをもたらしてきたといっても過言ではなかろう<sup>4</sup>。税制のみならず、社会システムの末端に至るさまざまな仕組みに内在された再分配メカニズムは、すでに簡単に触れておいたように、「生活大国」というある種の幻想空間の中の市場という「場」に生み出された極度の資産インフレをトリガー(引き金)とした市場幻想の「実体」による破

- <sup>1</sup> 国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部『平成 18 年度国民経済計算確報(フロー編)』平成 19 年 12 月 26 日)によれば、GDP(支出側)に占める家計最終消費支出の構成比率は 55.6%であり、これに民間住宅(3.7)、民間企業設備(15.8)、民間在庫品増加(0.4)を加えれば、国内民間需要の対 GDP 構成比率は 76.9%に達している。
- <sup>2</sup> 高度経済成長要因が、「市場の成功か、政府の成功か」という問いかけへの解答は、おそらくその双方であったといえよう。民間大企業の設備投資と生産拡大、それを支える消費の増大が成長の原動力であったことは疑いないにしても、それを誘導した政府の産業政策や行政指導もまた評価されるであろう。しかし、ここで留意しなければならないことは、その後の長期構造的な不況が「市場の失敗」と「政府の失敗」との双方に起因するということである。「政府の介入」はいつの時代も正しいわけではないし、「市場の判断」もまた同様である。加藤哲郎「高度経済成長はなにを変えたか?」『別冊歴史読本～日本史研究最前線』新人物往来社、2000 年 5 月、を参照されたい。
- <sup>3</sup> 「階級」と「階層」との差異は、権限(マハト)と経済的に明瞭な優位性とが一体的に認められるか、それとも分離しているかという「地位非一貫性の理論」による概念区分である。
- <sup>4</sup> この経済成長の国内要因には、継起的な民間設備投資と技術革新、良質で安い労働力供給、余剰農業労働力の活用、個人所得の傾向的な伸張、高い貯蓄率、耐久消費財を中心とした継続的消費拡大、安定した投資資金を融通する間接金融、管理されたケインズ経済政策としての所得倍增計画、政府の設備投資促進策など、総じて民間個人消費とそれを支えた個人所得増加、政府の積極的・計画的な「関与」があったことは否めないであろう。以下を参照されたい。島田晴雄教授『日本再浮上の構想』東洋経済新報社、1997 年、中村隆英『日本経済その成長と構造』東京大学出版会、1979 年、第 2 版、1980 年、第 3 版、1993 年、米国商務省編『株式会社・日本～政府と産業界の親密な関係』大原進・吉田豊明訳、サイマル出版会、1972、佐和隆光『高度成長～「理念」と政策の同時代史』NHK ブックス、1974 年、エコノミスト編集部編『証言・高度成長期の日本』毎日新聞社、1984 年、下村治『日本経済は成長する』弘文堂、1963 年、下村治『経済大国日本の選択』東洋経済新報社、1971 年、三和良一『概説 日本経済史』東京大学出版会、2002 年、宮崎勇『証言戦後日本経済～政策形成の現場から』岩波書店、2005 年、貞廣彰『戦後日本のマクロ経済分析』東洋経済新報社、2005 年、武田晴人『高度成長』岩波新書、2008 年(本稿執筆中に参照したが、よく整理されている良書である)。

壊によって静かに崩れ去った。社会は、規制緩和、自由な経済行動、自己責任、市場の審判などの名のもとに、「勝者なき勝利」、「敗者」が構成する広大な原野にそそり立つ尖塔としての「一握の勝利」へと転換しているといえよう。ミリオネーゼの華やかさをもって「勝利宣言」としてきた「市場原理主義」は、今、「新中間層」の偏奇した二極化の中で失敗の淵に立っていると思われる<sup>1</sup>。

わが国における労働問題研究の源流であった社会政策学をもちだすまでもなく、労働力の再生産メカニズムの維持こそが、働く人々の個別的な生活一般のみならず、企業経営、そして社会総体そのものにとってもまた「生命線」であることの「見過ごし」を「市場原理主義」の失敗は、われわれの眼前に晒している。コスト重視、あるいは低コスト化を絶対的な原理とした企業経営諸活動のリストラクチャリングやグローバリゼーションなどが、大量の低賃金非典型労働者を「主層」として生み出してきた。ファブレス委託生産方式により中国で大量生産され、国内において低賃金非典型労働者によって販売されてきた低価格商品である「ユニクロ<sup>4</sup>」製品ですら、そこで働く低賃金非典型労働者<sup>5</sup>には購入が困難となっている。「顧客の創造」を目指した低価格ビジネス・モデルが、極限までの労務コスト削減によって、社会総体の民間需要を圧縮することで、結局は「顧客の喪失」を招いているのである。

- 1 わが国において、「新中間層」ことに「サラリーマン」と呼称される階層に最初に注目したのは、大内兵衛（『サラリーマンの運命〜英・独・日におけるその地位とその運動』同友社、1947年）であったと思われる。そして、「出稼型」論議を経て、大河内一男（『日本の中産階級』文藝春秋新社、1960年）や岸本英太郎（同編『現代のホワイトカラー』ミネルヴァ書房、1961年）がこの階層への分析に着手し、以後、無数ともいえる分析・研究が蓄積されてきた。ここで、この問題に立ち入る余裕はないが、1985年頃をおおまかな分水嶺として、「サラリーマン」を対象とした研究の動向に変化がみられるように思われる。以下、書誌名のみ列記しておく。石川弘義他『日本のホワイトカラー』日本生産性本部、1961年、金沢信『現代のホワイトカラー』毎日新聞社、1970年、朝日新聞社編『サラリーマン生態学』朝日新聞社、1973年、占部都美『サラリーマンの哲学〜人は、なぜ会社で働くのか』光文社、1976年、千石保『比較サラリーマン論』東洋経済新報社、1977年、朝日新聞経済部編『サラリーマン新時代』朝日新聞社、1977年、荒川進『日本サラリーマン神話〜ことはじめ百年史』日本工業新聞社、1977年、秋田弘『現代サラリーマン研究』新日本出版社、1979年、秋次葉二『「会社人間」の挑戦』PHP研究所、1981年、NHK世論調査部編『日本の大都市サラリーマン』日本放送出版協会、1984年、サラリーマン新党編『サラリーマン白書 4300万人の実態をさぐる』中教出版、1985年、竹内洋『複眼サラリーマン学』東洋経済新報社、1985年、津田真徹『新世代サラリーマンの生活と意見』東洋経済新報社、1987年、佐々木一郎他『働きすぎ社会の人間学』新日本出版社、1988年、小川俊一『サラリーマン標空の時代』日本経済新聞社、1989年、中谷彰宏『農耕派サラリーマン vs 狩猟派サラリーマン』徳間書店、1989年、浅野誠『ビジネスマンの精神病棟』宝島社、1990年、日本経済新聞社編『されど会社人』日本経済新聞社、1992年、石川晃弘他『みせかけの中間階級〜都市サラリーマンの幸福幻想』有斐閣、1983年、佐高信編『日本サラリーマン白書』社会思想社、1994年、橘木俊詔編『昇進の経済学』東洋経済新報社、1995年、島田晴雄他『サラリーマン破壊』中経出版、1996年、梅澤正『サラリーマンの自画像』ミネルヴァ書房、1996年、田尾雅夫編『「会社人間」の研究 組織コミットメントの理論と実際』京都大学学術出版会、1997年、荒井一博『終身雇用雇用制と日本文化』中公新書、1997年、熊沢誠『能力主義と企業社会』岩波新書、1997年、近衛進『サラリーマン・ユートピア』講談社出版サービスセンター、1999年、ジークフリート・クラカウアー『サラリーマン』法政大学出版局、2000年、田中秀臣『日本型サラリーマンは復活する』日本放送出版協会、2002年。
- 2 大河内一男『日本の労働者階級』東洋経済新報社、1955年、同『労働市場の研究』東京大学出版会、1955年を参照されたい。
- 3 牧野昇『アウトソーシング〜巨大化した外注委託産業』経済界、1997年、pp.42-47、福島美明『サプライチェーン経営革命』日本経済新聞社、1998年、第4章。
- 4 西村秀幸『ユニクロライトオンしまむらの成功と限界』エール出版社、2000年、織研新聞社編『ユニクロ 異端からの出発』織研新聞社、2000年、近藤道朗編『語録・ユニクロの戦略戦術』講談社、2001年などを参照されたい。
- 5 総務省2003年『労働力調査特別調査』によると、役員を除く雇用者4,948万人のうち、正規社員が3,444万人(69.6%)にまで減少し、パート・アルバイト、契約社員、派遣社員などの非正規雇用者が1,504万人(30.4%)にまで増えている。経営者の多くは、わが国の高度経済成長を支えてきた主層としての「長期蓄積能力型正社員」は7割に低下するとみている(熊沢誠『能力主義と企業社会』岩波書店、1997年、p.120)。

若年無業者(「ニート」<sup>1</sup>)(NEET: Not in Employment, Education or Training))とか「フリーター」などの存在は、摩擦的に生み出されてきた「やむを得ない些細な失敗」などではない。それは、静かに忍び寄る総体的な「貧困化」、そして「遁走」(フーグ)の序曲なのであって、「パラサイト」としての自立できない、「夢」のない若者像という「豊かさ」から取り残された人々という社会現象なのではない。「夢」、「自己責任」とかキャリア・デザインとかが声高に叫ばれていることの背景に、「規制緩和」や「市場原理主義」の「失敗」があるし、それを補修するパッチとしてのセーフティ・ネットは、そこに収容しきれない膨大で傾向的に増大しつつある「貧困化予備軍」にとっては勤労義務を原則とした「救貧法」(Poor Law)以下のものでしかなくなっている。

「市場原理主義」にとって、セーフティ・ネットはいわば必要悪でしかない。つまり、経済効率の観点からすれば市場の自由なはたらきに全てを任せ、それを制約する制度や政策はない方がよいということになる。これに対して、金子勝は、市場の効率性を犠牲にして市場からの脱落者をすくい上げるのではなく、まさに市場からの脱落者を救うことによって市場の効率的なはたらきを保障する、市場そのものを支えるネットとして捉える<sup>2</sup>。こうした理解については、「主流派経済学のモラルハザード論を十分には批判し得ていない<sup>3</sup>。どのような前提をおけば主流派のセーフティ・ネット論が妥当なものとなるのか、それに対して金子氏の意味でのセーフティ・ネット論が妥当するのはいかなる想定の下でか、そして現実の経済においてはどちらの想定がよりリアルなのか、が十分には明らかではない」、との批判が加えられている<sup>4</sup>。

モラルハザードについて語ろうとする場合、モラルそのものの概念・範疇が明確でなければならぬが、「怠け者」を判断する経済学・社会学・医学・臨床心理学上の基準はないし、そうした判断については慎重であらねばならないから、結局は、「怠け者」や「詐欺的救済請求者」がいるという仮定での論議になってしまう。道徳的な価値基準が、人々に「努力」を要請することを否定することはできないが、「怠け者」を峻別する厳密な道徳規範はない。せいぜい、人々の「成果」という結果で「怠け者」を抽出するだけなのではなかろうか。しかしながら、「努力」と「成果」とが排他的な独立した関数的関係ではないのと同様に、「怠け」と「成果」とも規定・被規定の関係にあるわけではない。結果から「怠け者」を選びだそうとすることは、人間が生まれながらにしてもつ個性、固有性、そして身体

<sup>1</sup> 「ニート」とは、イギリスにおいて、教育課程にも職業訓練課程にも属していない13歳から19歳の若年無業者を分節するための言葉である。内閣府統計では、「就職したいという意思表示をしているが、求職活動は行っていない者(非求職型)」と「就職したいという意思表示をしておらず、求職活動を行っていない者(非希望型)」に分類される15歳から34歳までの若年無業者を合計したもの、とされている。ニートの総数は、2002年時点で約85万人(注2)であり、そのうち就業意欲を示している「非求職型」は50.4%である。また、ニート全体の65.5%は、過去に就業していた経験を持っており、その割合は1992年の53.8%から10ポイント以上増加している(内閣府『青少年の就労に関する調査』2005年)。厚生労働省『平成16年版労働経済白書』では、ニート総数を52万人としているが、両者間の差異は、ニートの定義、とくに「家事」の取扱による。

<sup>2</sup> 金子勝『セーフティ・ネットの政治経済学』筑摩書房、1999年。

<sup>3</sup> 「福祉はなぜ悪いことなのか。福祉は勤労意欲を減退させるからである。いわゆる「福祉頼み」の風潮が蔓延すれば、モラル・ハザード(倫理の欠如)が不可避となり、社会の活力はおのずから低下する。社会の活力を維持するために、セーフティネット以上の福祉は差し控えるべきである。これが漸右派の見解である」(アンソニー・ギデンズ『第三の道：効率と公正の新たな同盟』佐和隆光訳、日本経済新聞社、1999年、訳者解説より、p.271頁)。

<sup>4</sup> 稲葉振一郎『論座』(朝日新聞)2000年1月号

的・精神的 Handycaped、家庭の経済的環境基盤上の格差などを無視した反道徳的選別であり、それこそモラルハザードなのではなかろうか<sup>1</sup>。

やや逆説的になるが、本稿では「市場原理主義」のそれと同様に、セーフティ・ネットをやむを得ない一時的な「必要悪」として捉えるか<sup>2</sup>、それはセーフティ・ネットの必要性がない社会を展望するが故であり、また「市場原理主義」がセーフティ・ネットの必要性を生み出したと考えるからである。セーフティ・ネットそのものの必要性を、「敗者」の摩耗、退出、遁走を防止し、社会的消費需要水準を維持するという視点から認めるものの、むしろ逆に、セーフティ・ネットの必要性を可能な限り縮減するような経済主体(生産者、消費者、生活者、政府)それぞれの「気づき」と営為とが必要であるということを強調しておきたい<sup>3</sup>。

自己責任を前提的原理とした「自立した労働者像」への接近に駆り立てる一部のキャリア形成論、とくに特性一要因理論(Trait-Factor Theory)や事後的結果を賃金に反映させようとする成果主義などは、「敗者」に対しても「勝者」という限られた「尖塔」をめざして努力すべき必要があるという価値観・価値意識の転換を迫ってきた。それらは、事象の片々しか見ない、ある意味で短絡的ともいえる「自律的な自己実現」への対処療法でしかないのだが、自らが「弱者」を生み出している「風媒花」であるという自覚を著しく欠如しているところにその「喜劇性」がある。「夢」があれば、あるいはキャリア設計をすれば、「勝者」としてのキャリアが形成されるわけではない。

百歩譲って、多数が認めるキャリア・モデルがあるとしても、それに至るプロセス中にある与件は多次元方程式でモデル化できるほど単純ではない。にもかかわらず、「敗者」にならないためのキャリア・デザインが強制され、教育機関もまたその舞台で一人芝居を演じている。強引なパーソナル特性による職業的進路の振り分け、盲目的にミリオネーゼを仮想頂点とした職業ベンチマーキングなどが、たとえば労働市場の雇用ポートフォリオ<sup>4</sup>(総人件費抑制のための従来型終身雇用群の圧縮と低賃金非典型雇用の拡大)などを近未来像として提示することで、「負け犬になりたくない」という強迫観念を押しつけてきたのである。実証性の希薄なキャリア・アンカー論(Career Anchors)は、

1 ハザードは、「人ないし物に対して危害を及ぼす恐れのある行為または現象。ハザードの大きさは、その深刻さの程度および危害を受ける人数など、生じるかもしれない危害の程度のこと」(National Research Council 編(1997)『リスク・コミュニケーション』化学工業日報社、林裕造・関沢純監訳、p.364)。

2 生活保護法が定めている生活保護の原則、①無差別平等の原則(生活保護法第2条)、②充足性の原則(生活保護法第4条)、③申請保護の原則(生活保護法第7条)、④世帯単位の原則(生活保護法第10条)には、その具体的運用に関わる問題点を別にすれば、大きな異論はないが、家族の扶養義務優先という原則が家族の実態とかけ離れた点、国籍条項、国庫負担軽減論議、自治体別保護基準多様化論議などに隠された「規制緩和」、「財政再建」の余波が感じられる。わが国における生活保護行政のあり様について、尾藤廣喜・松崎喜良・吉永純編『これが生活保護だ〜福祉最前線からの検証』高岩出版、2004年、水島宏明『母さんが死んだ〜しあわせ幻想の時代にルポルタージュ「繁栄」ニッポンの福祉を問う』社会思想社、1990年などが衝撃的である。

3 したがって、セーフティ・ネットの「意味」ないし「範囲」をできるだけ広く捉えようとする橋本俊詔(橋本俊詔『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社、2000年、p.18)の考えには全面的に肯けない点もある。

4 日本経営者団体連盟『新時代の「日本的経営」〜挑戦すべき方向とその具体策』1995年5月。ポートフォリオとは、投資対象の金融商品の組み合わせや、企業経営上の事業の組み合わせ、製品商品販売上の組み合わせなど、複数以上ある管理運営対象の固まりの全体を指す「カバン」である。単に個別の期待収益の総和を最大化するだけでなく、そのリスクも回避しながら、安定的に収益を獲得していくため、投資対象及び事業内容、製品構成などの「分散」をはかる必要があり、これを検討した結果をポートフォリオという。近年では、「教育ポートフォリオ」と称して、学生各自で目標を立て、その目標を達成するためのアクションプランを計画・実行し、その学習プロセスと結果を主観・客観評価した結果を目に見える形でまとめる手法が一部教育機関で導入されている。

自分の発見とそれを生かしたキャリア設計とを静態的で短絡なモデルとして提示することで、需要側の冷徹なコスト原理を希釈化し、労働力供給サイドの自立を際立たせ<sup>1</sup>、自立、自己決定、自己設計、自己責任などといった自己裁量的ではあっても諸個人間の連鎖から切り離された「孤立的」な「労働者像」を創り出してきたのである。

経済的あるいは社会的「弱者」としての労働者の集団的な自立・対抗装置としての労働法(自然法原理を強修正する近代的法理)ですら、規制緩和、民営化、自己責任などといった津波のような奔流によって、「改革」の例外ではなくなったのである。1802年の徒弟法(工場法)以来<sup>2</sup>、労働力商品の再生産と資本間競争という相対立する社会的使命の折衷ないし融合として、そしてまた、労働者の集団的な交渉力行使の必然的な帰結として、この社会は労働力利用の規制を社会的命題としてきた。労働時間規制をめぐっては多様な評価があるものの、総じて規制の「意義」、労働時間の短縮の社会的(労使双方の)「意義」は、侵さざるべき「英知」として共有されてきたと思われる。にもかかわらず、国際的にみたわが国における事務管理労働者の低生産性を理由とした労働時間規制撤廃<sup>3</sup>や雇用契約の法的保護強制緩和の動きが、規制緩和や自己責任論(非現実的な自己裁量権)などの具体化とし

- 1 厚生労働省の『キャリア形成を支援する労働市場政策研究会報告書』(2002年7月31日)によれば、キャリアとは、一般的に「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」などと表現され、時間的持続性ないし継続性を持った概念として捉えられるとされているものの、たんなる「職業的経歴」一般ではなく、有意な段階制をもった「職業階段」(Vocational Ladder)の象限における「歩み」であり、成果と社会的評価とを内包した概念として捉えられよう。このキャリアに関わる分析・研究としての「キャリア理論」は、時間的な持続性・継続性をもった概念として捉えられるキャリアを、二次元上の「線」として捉えているのが動的モデルであり、それに対して静的モデルは一次元、つまり「点」でキャリアを捉えているモデルであると大まかに考えることができる。静的なモデルは、キャリアをジョブマッチングの問題に帰結させる考え方であり、興味や適性といった個人のパーソナリティ特性と、職務特性・職務環境との一致の程度が、職業生活での成功や満足を決定するという仮説のもとに成り立つ理論であり、「個人—環境適合理論」(Person-Environment Fit Theory)もしくは「特性—要因理論」(Trait-Factor Theory)とも呼ばれている。シャイン(Edgar H. Schein)のキャリア・アンカー論は、その嚆矢であるが、抽象度が高いだけではなく職業・職務選択の条件は多様であるばかりか、需要側要因についての分析が欠落しているという問題点をもつ。エドガー・H. シャイン『キャリア・アンカー—自分のほんとうの価値を発見しよう』金井寿宏訳、白桃書房、2003年、同『キャリア・サバイバル—職務と役割の戦略的プランニング』金井寿宏訳、白桃書房、2003年。
- 2 1802年の徒弟法をめぐる同時代のさまざまな論議、ことに工場経営者の主体的意図については、以下の拙稿を参照されたい。「近代的労務管理の生成に果したイギリス初期工場立法の役割—初期工場立法をめぐる論議を中心として—」『高峰経済大学論集』第24巻4号、1982年、「ピール工場法案をめぐる論議—イギリス初期工場立法と近代的労務管理の生成—」『高峰経済大学論集』第25巻2・3号、1983年。
- 3 ホワイトカラー・イグゼンプション制度は、アメリカの公正労働基準法(Fair Labor Standards Act)第13条に定められた制度で、一定以上の収入があり、とくに時間外労働の割増賃金を支払って保護する必要のないホワイトカラー労働者(管理職イグゼンプト(executive exempt)、運営職イグゼンプト(administrative exempt)、専門職イグゼンプト(professional exempt))については、使用者が割増賃金の支払いをしなくてもよいとする制度である。2003年12月、労働政策審議会が「アメリカのホワイトカラー・イグゼンプション等についてさらに実態を調査した上で、今後検討することが適当である」との意見を出し、2004年12月には、日本経連連経労政策委員会がホワイトカラー・イグゼンプション制度を導入すべきであるとの意見を表明した。そして、2006年4月、厚生労働省は「今後の労働時間制度に関する研究会」を立ち上げ、同制度の導入に向けて大きく一歩を踏み出し、政府は、2007年の国会に同制度を盛り込んだ労働基準法改正案を提出したが、反対論・異論が多く、廃案になったものの、導入肯定論は少なくない。この問題については、『日本労働研究雑誌』2003年10月号の特集「ホワイトカラーの労働時間をめぐる最近の動向と課題」を構成する以下の論考が有益である。水町勇一郎「フランスのホワイトカラー労働時間制度」、橋本陽子「ホワイトカラーの労働時間に関するドイツの法規制」、梶川敦子「アメリカ公正労働基準法におけるホワイトカラー・イグゼンプション」、佐藤厚「人事管理の変化と裁量労働制」、島田陽一「ホワイトカラーの労働時間制度のあり方」、鈴木不二「サービス残業の実態と労働組合の対応」。他に、以下を参照されたい。岡崎淳一著『アメリカの労働』日本労働研究機構、1996年、中窪裕也著『アメリカ労働法』弘文堂、1995年、永野秀雄「使用従属関係論」の法的根拠、金子征史編『労働条件をめぐる現代的課題』法政大学現代法研究所1997年、鎌田 耕一『契約労働の研究—アウトソーシングの労働問題』多賀出版、2001年。

て展望されているのである。こうした動きは、まさに「市場原理主義」的思考軸から派生した「規制緩和」と「自律的労働者像」との不可思議な融合と思われる<sup>1</sup>。

かつて、否、わずか 20 年程以前には、刑罰をもって違法とされてきた労働者派遣・紹介・あっせん業務、いわば人による人の販売もまた、「市場原理主義」の具体的展開として許諾(規制緩和)され、不法行為のらち外におかれるようになった<sup>2</sup>。このわずか 20 年間に、われわれの社会はかくも大胆な理念の転換を共同意思として是認してきたのであろうか。1980 年代のアメリカ合衆国の経済的疲弊、そして「勝者」であったはずの日本の 1990 年代における凋落、これら社会・経済の波動への救世主として登場してきた「市場原理主義」は、発展の「失敗」を理念そのものから問い質すことなしに、「失敗」の清算を市場において強制してきたのである。

かくのごとく、「市場原理主義」は、現代社会に至る人類社会の歩みを等閑視しつつ、「あるべき姿」の評価を個別化し、「自由」の名のもとにレセ・フェールをあらゆる労働シーンに強制してきたのである。われわれは何処で生まれ、何処に行こうとしているのか、という文化とか発展などへの問いかけを Pandora の箱に封じ込め、さまざまなパラメータの検証を軽視して市場における結果だけを企業経営の、そして「自律的労働者」のレゾン・デートルとしてきた。それは、もともと不可分離であった社会と経済との連鎖を断ち切ることで、理念型としての社会像をすらもたないモデルをスクリーンに投影し、「結果としての労働」、過去の労働を孤立的に抽象化し計量化しようとしてきたのである。

「市場原理主義」は、もともと公平で均等ではない条件下での競争が市場の均衡をもたらすとしてきたが、競争の均等化のためには一定の公準にもとづいた介入や規制や配慮が必要であるにもかかわらず、それらを排除することが「自由な競争」だと措定して逆に不均等な競争を固定化してきた。その結果として、より優位性の高い競争条件を与件として有していた市場優位者がより多くの「成果」を市場から獲得してきたが、その「成果」の源泉としての富とか財は、もともと競争弱者としての「敗者」が提供してきたものであるし、源泉としての諸資源は有限でもある。「敗者」が「敗者」でいるうちはよいが、「敗者」が市場からの撤退・遁走を余儀なくされた場合、生存者としての「勝者」はゲームの場すら失うことになるのである。

<sup>1</sup> 経団連の「提言」は、「規制緩和とはいってもその内容はまだ不十分であり、現行の労働時間法制は依然としてホワイトカラーの主体的な働き方に十分資する内容とはなっていない」(日本経済団体連合会『ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言』2005 年 6 月 21 日)、としている。

<sup>2</sup> 昭和 60 年、労働者派遣事業に関する法律(労働者派遣法)が公布して以来、派遣事業は急速に拡大したが、それまでは、労働者供給という事業は職業安定法により全面的に禁止されていた。これは戦前長い間にわたって職業紹介事業が民間の手に委ねられていて、これが前借金、監禁、暴力、誘拐、強制労働、二重搾取、長時間労働などといった不法行為の揺籃となっていたからである。さしあたり、以下を参照されたい。高梨昌『不安定雇用労働者』の労働市場と雇用政策』『不安定就業と社会政策』(社会政策学会年報第 24 集)、御茶の水書房、1980 年、岡部義秀「『減量経営』下の不安定就業の再編と派遣労働～人材派遣業の公共サービス部門への導入を中心に」『関東学院大学経済学会『経済系』第 139 集、1984 年、伍賀一道『現代資本主義と不安定就業問題』御茶の水書房、1988 年、加藤佑治『現代日本における不安定就業労働者』(増補改定版)、御茶の水書房、1991 年、加藤佑治監修『フレキシビリティ・今日の派遣労働者』新日本出版社、1991 年、高梨昌『今日の規制緩和と労働政策』『弾力化・規制緩和と社会政策』(社会政策叢書第 20 集)、啓文社、1996 年、加藤佑治・内山昂監修『規制緩和と雇用・失業問題』新日本出版社、1997 年、古郡瀬子『非正規労働の経済分析』東洋経済新報社、1997 年、大橋範雄『派遣法の弾力化と派遣労働者の保護』法律文化社、1999 年。



「自己責任」、「自助」、規制や関与のない完全に自由な競争などが際限なく社会のあり方を規定するようになると、労働者がそこで自ら生産し、自己の再生産に不可欠な商品すら購入できないほどに「敗北」し、市場から退出することになれば、商品・サービスへの社会総体の需要は明らかに減退する。経済的な敗北としての窮乏化・貧困は、市場競争の当然の摂理なのであるが、ライフ・ゲーム(Conway's Game of Life<sup>1</sup>)や食物連鎖ゲーム<sup>2</sup>が示すように、エサとしての「弱者」が枯渇した市場では、「勝者」もまた生存の条件を失うことになるのである。ライフ・ゲームに登場するライオンは、草食動物に対して「勝者」であり、草食動物は平原の草木に対して「勝者」であるが、繁殖能力という競争分野では、ライオンは草食動物に対して「敗者」であり、草食動物は草木に対して「敗者」である。孤立した「いま在る」ライオンのみを想定すれば、彼は絶対的な「勝者」であるが、「敗者」である草食動物を食い尽くせばライオンもまた「敗者」になる。「勝者」が常に「勝者」である社会は、滅亡への階段を歩むしかない。個体間の闘争では「敗者」である草食動物がライオンに比較して圧倒的な繁殖力という優位性をもっているから、社会は一定の秩序をもち安定するのである。

したがって、こうしたライフ・ゲーム的需要喪失(勝者の食い尽くしによる滅亡)は、かつての過少消費説(under-consumption theory)のそれとは思考軸を異にする。19世紀後半にジョン・アトキンソン・ホブソン(J.A.Hobson)とA・F・マムマリー(M.Mummery)との共著『産業の生理学』(The Physiology of Industry, 1889年)は、「貯蓄の増加は、常に社会を豊かにする」とか、「生産されたものはすべて購入される」という、いわゆる正統派(リカード派)経済理論の批判を行いつつ、他方において、過剰貯蓄を起因とする過少消費説を説いている<sup>3</sup>。すなわち、所得の不平等が経済の衰退を

<sup>1</sup> ライフ・ゲーム(Conway's Game of Life)は、1970年にイギリスの数学者ジョン・ホートン・コンウェイ(John Horton Conway)によって考案された生命の誕生、進化、淘汰などのプロセスを再現したシミュレーションゲームである。生物集団においては、過疎でも過密でも個体の生存に適さないという個体群生態学的な側面を背景にもつ、セル・オートマトン(Cellular automaton, CA)(格子状のセルと単純な規則からなる、離散的計算モデル)のもっともよく知られた例でもある。Gardner, M. 'Mathematical games', "Scientific American", No.223, 1970 October, pp.120-123, Gardner, M. 'Mathematical games', "Scientific American", No.224, 1971 February, pp.112-117, ピーター W. アトキンス『エントロピーと秩序〜熱力学第二法則への招待』米沢富美子・森弘之訳、日経サイエンス社、1992年(本書は、秩序の崩壊を防ぎ、さらに高度な秩序へ発展させるには、それに見合った十分な負のエントロピーが外部から与えられなければならないことを教えている)、A.K.デュードニー『コンピューターレクリエーション IV 遊びの展開』山崎秀記監訳、日本経済新聞社(別冊日経サイエンス 113)、1995年、第4、6、8章、上岡 義雄著『神になる科学者たち〜21世紀科学文明の危機』日本経済新聞社、1999年、第1章、J. フォン・ノイマン、A. W. バークス編『自己増殖オートマトンの理論』高橋秀俊監訳、岩波書店、1975年、などを参照されたい。

<sup>2</sup> 食物連鎖では、その過程でエネルギーの損失がみられる。食物連鎖過程でエネルギーの80~90%が単に浪費されるばかりで、環境に対する熱として失われてしまう。そして、摂取されて本当の糖となり、摂取者の組織に残って次の摂取者の餌となるのは残りのわずか10~20%にすぎないという(ジェレミー・リフキン『エントロピーの法則〜地球の環境破壊を救う英知』(改訂新版)、竹内均訳、祥伝社、1990年、pp.52-54)。この浪費が、「敗者」の消滅・遁走の不存在を証明している。

<sup>3</sup> J.A.ホブソンは、消費が生産、価値、分配を決定し、需要が供給を決定するという限界革命の思想を受け継ぎつつ、貯蓄という経済活動の分析から一般的供給過剰あるいは一般的過剰生産の状態が存在するということを主張し、次のように述べている。「生産の目的は、消費者に『有用な物や便利な物』を提供することにあるし、またその過程は、最初の原料の処理からそれらが最終的に一つの有用な物あるいは便利な物として消費される瞬間までの連続的なものである。資本の唯一の用途はこれらの有用な物や便利な物の生産を助けることにあるから、その使用される総量は、必然的に、日々、毎週消費される有用な物および便利な物の総量とともに変化するであろう。ところで、貯蓄は、一方では現存資本総量を増加し、同時に消費される有用な物の数量を減少させる。したがって、この貯蓄習慣の過度の作用は、使用のために必要とされる以上の資本蓄積をひき起こし、さらにこの過剰は一般的過剰生産の形をとって存在するであろう」と。

一般的供給過剰に対するホブソンの肯定を度外視すれば、ホブソンも当時の限界理論と同様の立場に立ってい

引き起こすことによって、貧しい者は消費に余裕がなく、豊かな者は所得の一部のみを消費に当てるだけの状態になり、市場は供給過剰に陥り、商品需要の不足が発生するため、豊かな者は生産への投資という選択を避け、貯蓄性向の引き上げを愛好する。こうして、貯蓄の増加が経済的均衡を崩す結果を生み、生産縮小のサイクルが始まるというのである<sup>1</sup>。

こうした過剰貯蓄を起因とする過少消費説は、所得の不均衡に起因する貯蓄過剰・資本過剰、したがって相対的過剰生産を問題にしているが、競争の結果としての所得格差の構造にまではその焦点が及んでいないという点で、必ずしも現状の解明に繋がってはいない。競争は、「勝者」と「敗者」とを産み、両者間の所得格差を必然たらしめるが、問題は前者の所得総量と後者のそれとの量的不均衡性にある。仮に、「勝者」の所得総量と「敗者」の所得総量とが均衡していれば、前者における貯蓄分配増加と後者の貯蓄分配減少とが等量であるという条件のもとで需要総量は変化しないし、貯蓄を源泉とした資本もまた財の需要に振り向けられる。しかしながら、一般的には、「勝者」が少数であり、「敗者」が多数であることは経験的に不当な仮定とはいえないし、前者の増えた所得総量と後者の減少した所得総量とを比較すれば後者の比重が高い。

たとえば、全体の 10%の部分集合が全体所得(a1)の 30%を占め、全体の 90%の部分集合が全体所得の 70%の得ていたと仮定した場合、前者の集合の所得(b1)が 50%上昇し(b2)、後者のそれ(c1)が 50%下降した(c2)とすると、b2 は  $0.3a1$  から  $0.45a1$  に、c2 は  $0.7a1$  から  $0.35a1$  となり、経過後全体所得(a2)は  $0.8a1$  に縮減する。消費の動態が次の生産を規定すると考えると、生産は  $0.2a1$  分減少するから次の全体所得所得の部分集合への分配率(b3:c3)が変化しなかったとしても b3 は  $0.36a$  に、c3 は  $0.28$  となる。消費の動態が生産を規定しない(生産の下方硬直性)とすると、価格が 20%下落しないと需給は均衡しない。

こうした仮定は、「市場原理主義」にとっては相容れないものであろう。では、前者の集合の所得(b1)が 50%上昇し(b2)、後者のそれ(c1)が 10%下降した(c2)とすると、b2 は  $0.3a1$  から  $0.45a1$  に、c2 は  $0.7a1$  から  $0.63a1$  となり、経過後全体所得(a2)は  $1.08a1$  に増大するから、貯蓄性向を 0 とす

---

る。すなわち、消費と生産の相互関連、換言すれば消費が生産を規定する、あるいは需要から経済現象を把握するという理論を認めており、これを次のように述べている。「アダム・スミス以後のすべての経済学上の教義が立っていた基礎、すなわち、年々の生産量は、利用可能な自然力、資本および労働の総量によって決定されるということは誤りだということ、そして、反対に、その生産量は、これらの総量によって課せられた制限を決してこえることはできないが、過度の貯蓄とその結果としての過剰供給が生産に働く阻害によって、この極大量よりもはるかに引き下げられるだろうし、また実際に引き下げられている。すなわち、現代の産業社会の正常な状態のもとにおいては、消費が生産を制限するのであって、生産が消費を制限するものではない。」(A.F.Mummary & J.A.Hobson, The Physiology of Industry, 1889, Preface, pp.iv-v.)

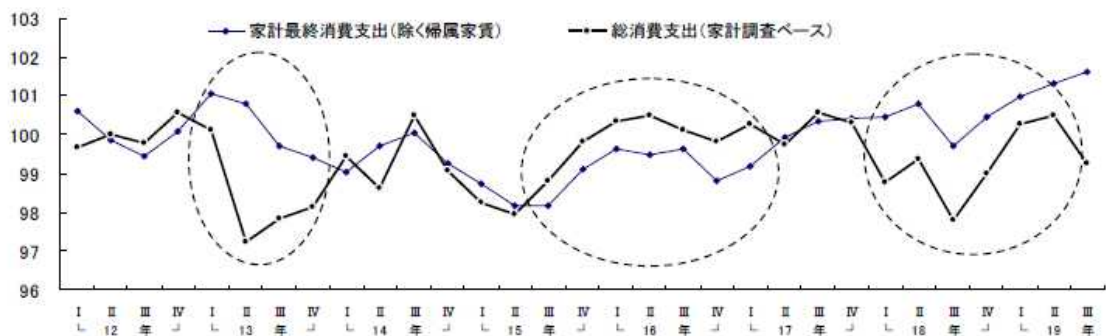
以上のように、ホブソンは 19 世紀後期の消費が生産、価値、分配を決定し、需要が供給を決定するという限界革命の思想を受け継ぎつつ、貯蓄という経済活動の分析から一般的供給過剰あるいは一般的過剰生産の状態が存在するということを主張した。以下を参照されたい。笠原昭伍「J.A.ホブソンの過少消費説の展開過程」『経済学論叢』(中央大学、第 13 巻、第 2 号、岸本誠二郎『現代経済学の史的展開』昭和 50 年、大水善寛『産業生理学』における J. A. ホブソンの経済思想」『第一経済大学論集』第 18 巻、第 4 号。

<sup>1</sup> G.ハーバーラー(G. Haberler)は、最も論理的な形の過少消費説は、ホブソン、フォスターやキャッチングスにみられるように「過少消費説」を「過剰貯蓄」の意味に用いて、不況の原因を所得の大きな部分が貯蓄に向けられるため、消費財の購入に所得のわずかな割合しか向けられていないという点にあると述べている(G. Haberler, Prosperity and Depression, 1958, pp.178-179.)。この意味あいからホブソンの過少消費説は過剰貯蓄説とも呼ばれている。このようなホブソンの理解については、異論もある。



れば消費は拡大し、その比で生産も拡大して成長が実現する。どちらの仮説が正しいかは、理論的問題ではなく事後的に実証されるものであろう。閉ざされた系を前提にしてみると、「2002 年以降持続的な景気回復が見られ、新たな成長基盤の構築を展望できる状況となった」という楽観的な評価を是認したとしても、この間における個人消費の伸び悩み（図 1 参照）、勤労者所得の低迷などを考慮すれば、自律的で持続的な成長基盤(GNP)の脆弱性の方が懸念されるのではなかろうか。加えて、全体集合の 70%をしめる部分集合の所得減は、社会の安定基盤を掘り崩し社会不安を増殖する。

図 1 国民経済計算と家計調査による個人消費の推移(平成 12=100)



- (注) 1 名目(季節調整済)値を 12 年=100 とする指数としている。  
 2 家計最終消費支出の推計には、「家計調査」の単身世帯、農林漁家世帯部分が使われていない。  
 3 総消費支出は、家計調査の総世帯(単身世帯、農林漁家世帯を含む)の 1 世帯当たり消費支出(移転的支出を除く)に平均世帯人員数で除し算出した 1 人当たり消費支出(X-12-ARIMA で季節調整)に人口を乗じて算出している。

資料：「国民経済計算」(内閣府)、「家計調査」(総務省)、「国勢調査」(総務省)、「人口推計」(総務省)

こうした「危機」にたいして、「市場原理主義」は事前的所得格差を事後的所得再分配制度によって補完しようとする<sup>1</sup>。こうした事後補完は、公的介入・関与を意味するから、純粋な「市場原理主義」にとっては自己矛盾であるが、格差とか貧困化などといった問題が「市場原理主義」にとっても軽視

<sup>1</sup> 具体的に、その主張に耳を傾けてみよう。「他方、『経済のグローバリゼーション』化と、労働市場を含むさまざまな産業分野での市場の規制緩和措置を背景として、成果賃金制度の導入や非正規労働比率の増大など、雇用環境も変わり、いわゆる人口の高齢化によっては説明しきれない所得格差の拡大化や、生活保護人員率の増大、またネットカフェ難民等に見られるようなワーキングプア問題の発生など、『格差社会』化や貧困化問題をも生み出している。こうした動向はしばしば『新自由主義』路線として批判的に言及され、いわゆる現代の標準的な経済理論を構成する新古典派経済学が『新自由主義』の理論的支柱として批判される事もある。しかし、経済学自体にそうした責任を問うのは正しくない。確かに多くの経済学者が規制改革の必要性を強調してきたのであるが、それらの主張自体は一般的には妥当性がある。参入規制の撤廃等、適切な規制制度の改革は、各産業および日本経済全体の国際競争力を強化し、結果的に国民総所得のより強力な増大への可能性を高めるからである。他方、経済がより競争的な構造を持つ結果、90 年代長期停滞以前に比して、事前的所得の格差が拡大する傾向を持つようになった。したがって、事後的な所得再分配制度をしかるべく強化しなければ、結果的に経済格差の拡大や貧困化という問題を引き起こすだろう。」(吉原直毅『「経済成長重視」路線の意味とは?」(2007 年 9 月 12 日)、<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~yosihara/rousou/ronsou-14.htm>)

問われなければならないことは、事後的所得再分配制度の内実と効果とであろう。残念ながら、これまでのわが国政府が実施してきた事後的所得再分配制度は、事前的所得格差を是正するものではなかったといえよう。むしろ逆に、社会保障における費用負担の増加、給付の切り下げ、最低賃金引き上げ論議の停滞、直接税の実質的上昇、教育にかかわる公的負担増の停滞など、総じて財政再建を主題とした公的関与の後退という政策選択がとられているのである。事後的所得再分配は、予定調和の範疇をでていないと思われる。

できない程度にまで拡がり、深刻化しているということであろう。こうして、事後的所得再分配制度の導入をその理論モデルに内包した新古典派経済学の修正モデルとしての厚生経済学が登場する。

厚生経済学(Welfare economics)は、経済全体における分配の効率性と、その結果としての所得分配(所得分布)を分析する経済学の基礎的一領域である。それは、複数の個人が経済活動の結果得た厚生(Welfare)をそれら諸個人の所属する社会の単位で集計し、集計された社会的厚生を最大化することを目的とし、必要な所得再配分について考える<sup>1</sup>。したがって、厚生経済学と個人の選好関係から社会の選好関係を導出する社会選択理論との関係は深い。社会的選択とは集団的意思決定のことであり、そのためのルールの合理性、民主性を問うことが、社会選択論(social choice theory)の主題となっているから<sup>2</sup>、両者はそのアプローチを異にするものの、社会的厚生最大化を前提としている点で近接している<sup>3</sup>。

厚生経済学は、一般に個人を基本的な測定単位と仮定するので、集団・共同体・社会に相対するものとしての「個人の福利」を強調し、①個人は自身の福利について最もよく判断できる、②人は少ない福利より、大きな福利を好む、③福利は貨幣(通貨)あるいは「財の適切な選択」によって測定できる、などを仮定的前提としている<sup>4</sup>。「社会厚生」とは、社会全体にとって有益であること(およびその水準)を意味するが、その定義には多様なものがあり、たとえば、功利主義的(utilitarian)な定義(ベンサム流の定義)では、社会厚生は個人の福利の総計となる。経済を構成する各個人の福利(効用)と社会厚生とを対応させる関数を社会厚生関数というが、そのパラメータは極めて多様であるし、計量が不能であったり特定の価値判断が介在する場合もあり、大方が一致する関数式はないといえよう<sup>5</sup>。

資源の配分のあり方により、社会全体としての効用(厚生)の程度が決定されるとする社会厚生関数を厚生経済学に導入したのは、バーグソン(Abram Bergson)であり、サミュエルソンがこれを踏襲している<sup>6</sup>。ここでは、諸個人の判断、選考を考慮して、さまざまな社会状態(資源配分の状況)の順序付け(評価)が行われる。この際、各個人は、すべての社会状態についてその良否を判断する能力をもっていること(完備性)、及び選考の序列が循環しないこと(推移性)、などが厚生関数のもつべ

<sup>1</sup> 川又邦雄『市場機構と経済厚生』創文社、1991年、p.34。

<sup>2</sup> 社会選択理論が対象とする集合的な決定に関する研究は、少なくとも18世紀に遡ることができるが、多数決投票に限らずあらゆる決定の方法が、決定が受け入れられるのに必要と考えられる最小限の条件すら満たし得ないことを示したケネス・アロー(Kenneth Arrow)の一般可能性定理以来、個人の集合体としての社会の選好の集計方法、社会による選択ルールの決め方、そして社会が望ましい決定を行なうようなメカニズムの設計方法のあり方を解明する理論体系として発達してきた。Kenneth Arrow, Social Choice and Individual Values, 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社、1977年。

<sup>3</sup> A. フェルドマン『厚生経済学と社会選択論』佐藤隆三訳、マグローヒル、1984年を参照されたい。

<sup>4</sup> 厚生分析については、古くはベンサムの功利主義やさらにさかのぼってアリストテレスにまで遡行できるが、厚生経済学としての嚆矢はピグー(A.C.Pigou)の『厚生経済学』(1920)であろう。においてであろう。ピグーは、厚生の考察を「貨幣に直接あるいは間接に関連付けられる部分」に限定し、社会の厚生を個人効用の総和とみなしていたが、観察可能な厚生指標として国民所得をとりあげた。ピグーが考えていた厚生概念においては、個人の「効用の可測性と加法性」(基数的効用)が前提となっていた。

<sup>5</sup> 厚生関数については、さしあたり以下を参照されたい。山口利夫著『社会選択理論—一つのノート—』(財)三菱経済総合研究所、2000年、ジョン・ロールズ『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店、1979年、アマルティア・セン『不平等の再検討—潜在能力と自由—』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、1999年。

<sup>6</sup> Paul Samuelson, Foundations of Economic Analysis, Cam., Mass., Harvard University Press, 1947.

き条件とされており、結果として公共「善」と私的「善」と連関を希釈化した<sup>1</sup>。

アロー(Kenneth Arrow)は、サミュエルソンの厚生関数に対して、民主主義的な関数が満たすべき条件として、定義域の非限定性、個人の判断が社会の判断に転写できるとするパレート原理、無関係な選択対象からの独立性、非独裁性の4条件を追加した。加えて、社会経済状態に関する各個人の選好順序から社会的な一つの先行順序は必ずしも導出できないことを示した(一般不可能性定理)<sup>2</sup>。これは、序数主義的立場を厳格に適用すると、現実には有効な厚生経済学を展開する余地が失われることを意味している。以後、通常の経済学的な議論では、パレート最適といった、公正の見地を切り離し資源配分の効率性を確保する弱い価値判定に留められることが多くなったと思われる。ここでのパレート最適とは、資源配分において、いずれの人の効用も下げずにいずれかの人の効用を高めることは出来ない状態をいうが、「新」厚生経済学においては、パレート効率的な資源配分を市場メカニズムによって実現することが「厚生」の目標とされるようになった。

厚生関数の議論一般は、最大多数の最大幸福といったベンサム流の功利主義に立つものであろう。これに対して、ロールズ(John Rawls)は、すべての個人が完全に公平な立場で協力しつつ社会制度の選択を行うという仮構を設定して公正と正義を導こうとした<sup>3</sup>。この仮構として、判断する者は自らの立場については知識をもたない「無知のヴェール」の背後に立ち、社会の状況を全て知り、専ら自らに有利な条件を追求するといった原初状態を設け<sup>4</sup>、社会正義における分配の対象として「社会的基本財産」の概念を導入している。このような前提のもとで、正義のための原理として次の2原理をあげている。第1原理～各人は基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない(basic liberty compatible with a similar liberty for others)。第2原理～社会的・経済的不平等は、①不公平が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること(格差原理)、②公正な機会均等という条件のもとで、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものでしかないこと(機会均等原理)、という2条件をみたすものでなければならない。結局、この原初状態においては、奇妙にも社会と個とは区別できないものとして同化してしまう<sup>5</sup>。

1 「バークソンとサミュエルソンが構築した【新】厚生経済学は確かにエレガントであって、価値評価を巡る“神々の争い”の戦場から厚生経済学を救出して社会工学的な制度設計と政策立案に専念させることによって、厚生経済学の科学的基礎を築いたものだ」と評価されてきた。だが、このアプローチが出发点に据えた公共【善】は、社会を構成するひとびとの私的【善】とはなんら必然的な連携もなく、経済学の外部から移植された概念であるに過ぎない(鈴木興太郎「厚生経済学の視点から見た公共性」『学術の動向』2006年、7月号、p.31)。

2 Kenneth Arrow, Social Choice and Individual Values, New York, John Wiley & Sons, 1951. 「一般不可能性定理」とは、最小限の合理性の要請、形成プロセスの民主主義的性格を要請する公理、情報的な効率性を要請する公理を満足するものは、論理的に存在しない、というものであった。

3 John Rawls, A Theory of Justice, Harvard University Press, 1971, revised ed., 1999, 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店、1979年。

4 「原初状態という観念は、含意される原理がいずれも正義に適用するように、公正な手続きを作り上げるためのものである。その狙いは、理論の基礎として、純粋な手続き上の正義という考えを利用することにある。とにかく、われわれは、人々に争いを起こさせ、社会的、自然的環境を自分の有利になるように利用しようという気を起こさせる、特異な偶然性の影響をなくさなければならない。このために、私は、当事者は無知のヴェールの背後におかれていると、仮定する」(John Rawls, A Theory of Justice, Harvard University Press, 1971, revised ed., 1999, p.105)。

5 ロールズの解決策においては、「人びとが相互に話し合うのか、それともそれらの人びとのなかのひとりだけが自分自身と話すのかは争点にはならない。すなわち、ひとりの人間が話すだけで十分なのである」(Michael

他方、セン(Amartya Sen)は、アローの条件としての非限定性、パレート原理及び自由主義的権利の尊重という公理をみたす集団的選択ルールは存在しないことを主張した(パレートの自由尊重主義の不可能性定理)。これは、パレート効率的な資源配分の探索に疑問を提示するものであり、大きな論争となっている。さらに、センによって、機能、潜在能力アプローチや権利論など広範な問題が提起されている<sup>1</sup>。

新古典派経済学は、たとえば所得の平等を実現させる公共政策(社会政策)が、人々のやる気というインセンティブを阻害して、経済全体の効率を犠牲にしてしまうと主張してきた(モラルハザード論)。この標準的モデルでは、孤立した個人が制御(裁量)できるパラメータしか考察されていないため、どの程度の努力をするかという自らの選択が唯一ないし排他的原因によって、所得ないし富の大きさに違いが生じてしまうことになる。しかし、各個人がコントロールしえない変数が重要である場合、平等と効率性とのトレード・オフは生じないことになろう。とくにA.センは、個人がコントロールしうる変数の集合とそうではない変数の集合とが、人間の福祉水準へのかかわりにおいて分離可能であることに注目している。たとえば、ジェンダーや年齢が潜在能力の不平等の原因であるとする、それら変数の視点でみて貧困の甚だしいグループに対して、特別の支援を提供する公共的政策が必要不可欠となってくるというのである。異質社会が社会的統合度を高めた発展プロセスにのるためには、センが強調するこのような公共的政策が不可欠となてこよう。異質社会(格差のある社会)では、公共的介入(「政府の役割」)がおこなわれないと、発展過程のなかで社会の不統合度が強まってしまう可能性は大きい。

われわれの暮らす現実の世の中で、人々の不平等の背後にある中心的要因が、個人がコントロールしえない初期条件の多様性・頻度性・普遍性にある限り、こういう結論は経済全体の効率化の要求と矛盾しない。公共的介入は、社会成員による共同の企てとしての経済社会の形成にむけて、全ての人々に参加資格を与えようとするものなのである。これは、「コミュニティにおいては、コミュニケーション・システムに全成員が参加できるようにするための条件を整備する」参加原理を実現させる政策介入である<sup>2</sup>。しかし、反面では、人々が制御できる変数の差異に起因する社会・経済的「格差」を全面的に容認することはやや危険であるし、そもそも、制御できる変数は多様で、個別差が大きいから、個人的制御可能変数の内実にかかわる丁寧な考察が必要となろう。参加原理を普遍化するための政策介入と参加の普遍化を促進するための「規制緩和」との差異を明確にすることなしに、「参加」を直裁に評価することには躊躇があるといわねばならない<sup>3</sup>。

---

Walzer, Interpretation and Social Criticism, Harvard University Press, 1987, 大川正彦・川本隆史訳『解釈としての社会批判～暮らしに根ざした批判の流儀』風行社、1996年、pp.13-14)。

<sup>1</sup> セン(Amartya Sen)の業績の全体像を捉えるには社会選択論の高度に理論的な研究だけでなく、それが不平等や貧困、開発などの現実的問題に取り組んだ研究と密接に結びついて今なお発展しつつあることを知る必要がある。絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界～経済学と開発研究の架橋～』晃洋書房、2004年。

<sup>2</sup> 西部邁『ソシオ・エコノミックス』中央公論社、1975を参照されたい。

<sup>3</sup> 「日本における市場原理の重要な本質は、『競争とその結果の是認』にあるのではなく、『市場の参加者が自由に行動を変えることが出来るプロセス』という点にある」と(斎藤浩「『市場原理』は、神の遣い、それとも悪魔の手先～少数説的経済用語解説～」経済産業研究所 HP、コラム:0029、2001年)、という意見もあるが、「自由に行動を変えることができる」ということは、規制や介入のない「競争」を意味しているのではなかろうか。

センの議論は、エンタイルメント(entitlement)と潜在能力(capability)という独自の概念を核として展開されている<sup>1</sup>。エンタイルメントとは、現状の法的、政治的、社会的取り決めのもとで、ある人が手にいれることができる財・サービスの集合である。他方、潜在能力とは、ある人の経済的、社会的、個人的特性によってその人が到達できる状態と行動との集合である<sup>2</sup>。エンタイルメントは、「賦存物集合」(endowment set)～個人が合法的に所有する有形、無形のすべての財の組み合わせと「エンタイルメント写像」(entitlement mapping)～賦存物集合を用い、交換・生産・移転といった合法的行為によって新たに入手可能ないろいろな財の組み合わせすべての集合を特定する関数との2要素で構成される<sup>3</sup>。センがとくに強調しているのは、潜在能力である。これは、各自に与えられたエンタイルメントのもとで何ができるかという可能性を表す概念である。それは、「適切な栄養をとっている」とか「教育を受けている」といった機能(function)を、どれだけ達成することができるかということである<sup>4</sup>。

現在経済学界で支配的となっている新古典派の数値モデルは、同質の合理的個人から構成された社会の資源配分の効率性にその焦点をあてている。形式論理的厳密性を追求して発展をとげてきたこの経済学は、私達人間がその中で日々生活をしている生の現実と交叉していない仮想空間でのモデルである。貧困やそれに起因する人々の絶望といったことが支配的となっている多くの地域の経済社会の現実と切り結ぶところを、新古典派経済学はほとんどもっていない。こういう知の状況のなかで、センの議論は根本的に重大な問題をわれわれに投げかけているのである<sup>5</sup>。

おそらくは、その「鍵」は政府とか企業経営者にあるとは思われない。ましてや、国際市場を跋扈する巨大ファンドにあるわけではないであろう。瞬間値として需給が統計的に均衡(より正確には交差)することはあっても、時間、地域、経済主体のいずれにおいても均衡することのない商品市場において、需給を近似値的に接近させるためには、需要の傾向的な拡大が不可欠な条件となる。資本の有機構成の高度化、生産性の傾向的な上昇、社会資本整備、環境問題への対応などから、資本主義そのものは内在的に持続的な成長を自己存在の必須の条件としている。したがって、その限りにおいて需要の傾向的な拡大が付与されていなければ、資本主義経済の、また資本主義社会の持続

<sup>1</sup> Capability を「潜在能力」と、Functionings を「機能」と、Entitlements を「権原」と日本語訳しているのは、センの議論の本質を歪める結果になってしまっているという批判があるが、原意に相応しい日本語があるかどうか疑問であるため、ここでは Functionings を「機能化」とする以外は一般的訳語に準拠した。

<sup>2</sup> A. センが用いるエンタイルメント(entitlement)(権原)とは、ある社会において正当な方法で「ある財の集まり」を手に入れ、もしくは自由に用いることのできる能力・資格、あるいはそのような能力・資格によって「ある人が手に入れ、もしくは自由に用いることのできる財の組み合わせの集合」とされている(A. セン『貧困と飢餓』黒崎卓・山崎幸治訳、岩波書店、2000年、p.v)。

<sup>3</sup> A.K. Sen, Poverty and Famines: an Essay on Entitlement and Deprivation, Oxford: Clarendon Press, 1981, 黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢餓』岩波書店、2000年、第1章。

<sup>4</sup> Sen, Amartya K., "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory", Philosophy and Public Affairs, 1977; Sen, Amartya K., Inequality Reconsidered, Clarendon Press, 1992

<sup>5</sup> センの一連の業績の根源には、市場経済を肯定・否定の二分論としてみずに、効率性と同時に帰結の配分の問題をも重視する姿勢がある。人間の行動原理について、センは新古典派の経済的合理性の仮定を批判し、共感やコミットメントなど深い人間観にもとづく重要な考えを提示している(絵所秀紀・山崎幸治編著『前掲書』第1章)。こうした視点には多くの共感をもつが、「市場原理主義」がいうところの「効率性」を否定せず、その結果についての「分配」による補完・補正という指向には、今なお疑問が残る。

的存続を期待することはできないといえよう。

既に述べたように、需要の大部はその社会を構成する多様な階層群が織りなす多様な購買活動によって規定されるが、社会のマジョリティとしての「大衆」、すなわち今日の社会においては賃金収入に依存して自己を再生産させている労働者が社会の購買力、したがってまた社会がもつ需要の基本的部分を構成しているのである。そのことは、運命的に拡大するサプライの受け皿としての「働く人々」(その大半が被雇用者)が、その供給に対応した需要力をもたねばならないということを意味しているといえよう。被雇用者の購買力は、あたりまえのことであるが、その賃金収入(現金給与、賞与、退職金、社会保障の自己負担分および雇用者負担分、租税負担などを含む)によって絶対的に規定されている。彼らの賃金収入の増大がなければ、社会総体の経済成長も、そしてまた社会的貧困からの自律的脱却も期待できない。

しかしながら、だからといって彼らの広義における賃金のいたずらな増加を主張することは必ずしも正しくはないといわねばならないし、直裁に、彼らの長時間労働や低賃金を批判し、呪ってみたところで問題の解決にはほど遠いといわねばならない。問題は、パイの分配比率にあるのではなく、パイの大きさ、すなわち付加価値そのものの相対的(単位時間あたり)な大きさにあるといわねばならないであろう。A.センの提起以来のこの議論が孕んでいる問題は、「政府の役割」と貧困救済・「格差是正」という2つの戦略の関係を考える際に、短期・長期の区別およびその両者間の関係性をどう考えればよいのかということであろう<sup>1</sup>。本稿は、「救済」にかかわる「政府の役割」を否定しないし、それを生み出す「市場原理主義の失敗」に対する規制の必要性を強調するが、しかし、より長期的・基本的には、「格差」の下層にある人々の広義における生産力の増大、したがって「格差」の縮減を可能にする経済成長の必要性を肯定的に捉える。もちろん、このことは「パイの論理」が賃金抑制のための論理装置として用いられてきたことを無批判に受容するものではない<sup>2</sup>。貧困とか遁走とかの「淵」にある人々が、自己の主體的な「可能性としての潜在的能力」(capability)を自律的に発揮することでもたらされる生産力・生産性向上を通じて報酬の期待価値を高め、現実により高い報酬を実体として獲得することの意義は、かつての「パイの論理」とは異なることを強調したい。

実態的にも、労働生産性、時間あたり実質賃金、労働時間あたり実質消費という3つの指標は、

<sup>1</sup> セン(Amartya Sen)は、中国について改革開放以後高い経済成長率にもかかわらず死亡率や平均寿命が悪化したと指摘し、経済成長が必ずしも生活の質の改善に貢献しない例として提示している(A. K. Sen, 'Food and Freedom', World Development, Vol. 17, No. 6, 1989, pp.769-781.)。しかし、この実証自体正しくないという指摘があり、貧困削減における経済成長のより短期に果たす役割を軽視しすぎているという批判がある(P. Nolan, and J. Sender, 'Death Rates, Life Expectancy and China's Economic Reforms: A Critique of A. K. Sen', World Development, Vol. 20, No. 9, 1992, pp.1279-1303.)。

<sup>2</sup> 「パイの論理」は、1960年代の鉄鋼業を中心とする製造業における合理化運動との関連で主唱された「成果配分」論議において用いられたが、企業別組合の「労使協調路線」への傾斜を証明する象徴的用語として批判の対象となった。以下を参照されたい。山本潔『自動車産業の労資関係』東京大学出版会、1981年、同『日本の賃金・労働時間』東京大学出版会、1982年、松崎義『日本鉄鋼産業分析』日本評論社、1982年、高木郁朗『労働組合史における企業別組合』清水慎三編『戦後労働組合運動史論—企業社会超克の視座』日本評論社、1982年、河西宏祐『企業別組合の理論—もうひとつの日本的労使関係』日本評論社、1989年、福田泰雄『日本型企業社会の構造』一橋大学研究年報『経済学研究』38号、1997年、山垣真浩『日本型『労働組合主義』運動とその帰結—企業成長と労働者の利害は同一視できるか—』『大原社会問題研究所雑誌』No.498、2000年5月、赤松力『「パイの論理」と戦後の福祉政策—日本生産性向上運動の理念と40年の回顧—』『関西福祉大学紀要』第3号、2001年3月。



ほぼ等しい動態を示している。すなわち、労働生産性が上昇すれば賃金が増加し、賃金が増加すれば消費が増加するという関係であり、その伸び率はほぼ 1:1 の対応を示している<sup>1</sup>。すでに述べたように、わが国経済の安定的・持続的な成長のためには、国内需要の伸張が不可欠であるが。そのためには労働生産性の向上が必要であるということである。

セーフティ・ネットにかかわる論議も重要であるが、問われるべきは総体的で偏差の低い労働生産の向上をより長期的な視点から実現するための条件探求なのではなかろうか。敗者を生み出すことなく、全体として労働生産を向上させるためには、少なくとも教育・能力開発機会の均等化と底上げ、働く人々(その予備軍を含め)の自己伸張への動機づけ、人的資産とか人的資本にかかわる社会的認知の共有などといった基盤的条件付与が必要になろう。

近年の OECD 対日勧告にみられるように、わが国諸産業の労働生産性は、製造業の直接的生産部門を除いて先進諸国比で極めて低い水準にある<sup>2</sup>。その要因を被雇用者にのみ求めることはおそらくは正しくないとはいえ、わが国被雇用者、ことに非製造業や間接部門被雇用者の「働き方」を改めて問うことが求められているといえよう。

---

1 松岡幹裕「消費低迷、長期化への懐疑」『日経ビジネス』2007年5月7日号、p.22。この論考の基本部分に異論はないが、現状認識、短期将来予測には是認できない問題点があるといわねばならない。労働生産性の長期的・継続的向上は、経済主体、ことに企業や政府の不作為(自由放任)では実現できないといえよう。

2  $GDP \div \text{就業者}$  で計算された労働生産性の国際比較によれば、日本の GDP 生産性は 59651 ドルで、OECD 加盟 30 カ国中 19 位、主要先進 7 カ国のなかでは最下位になっている(2005 年)。しかしながら、こうした単純な計算式で実体としての労働生産性を計測し、国際比較することはやや困難といわねばならない。GDP は、各国の通貨を購買力平価に換算したドルで比較されるが、どの時点の為替レートを用いて購買力平価を計算するのか、その計算に必要な物価指標として何を用いるかによって値が変わってしまう。また、分母の就業者数にも問題があり、たとえば不法に入国した外国人労働者や他国からの通勤者などは、その国の就業者数に含まれないから、人口比でこれらの労働者の多い国の労働生産性は実体を超えて高くなってしまふ。供給側から見ると、実質経済成長率は①労働投入増加、②資本投入増加、③TFP 上昇の 3 つの寄与に分解できる。①はさらにマンパワー(のべ労働時間投入 = 就業者数  $\times$  就業時間)と質(学歴・熟練度など)に分解できる。全要素生産性(TFP)とは、生産技術・効率の改善度合いなどを示す指標であり、その他に無形資産投資(研究開発や組織改編、労働者の教育訓練など、企業が将来の生産や収益拡大のため行う支出)もまた生産性に一定の影響を及ぼす。市場経済の実質成長率が 1990 年代平均の年 0.9% から 2000~05 年の 1.2% に高まったのは、TFP 上昇率加速(0.2% から 1.3% に上昇)が主因で、他の 3 つの成長の源泉(マンパワー、労働の質、資本)は低調で、90 年代と比べ 2000 年代の経済成長率をそれぞれ、0.3%、0.2%、0.3% 引き下げた。EU-KLEMS によれば、2000-05 年の日本の TFP 上昇(市場経済のみ)は、米国の 2.0% に及ばないが、欧州連合(EU)主要 15 カ国平均の 0.2% を上回った、といわれている(日本経済新聞「経済教室」2008 年 5 月 9 日)。結局、この間の労働生産性の伸びは、企業の技術革新・設備投資・設備稼働率などの上昇によるものであり、労働の質的向上による寄与率は低かったといわねばならないから、「人材」の質量が生産性向上に寄与していないといえよう。